

令和5年 第2回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和5年2月2日（木）午前10時

場 所：教育委員会室（オンライン）

令和5年2月2日

東京都教育委員会第2回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第3号議案

令和5年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置
について（募集人員）

第4号議案

令和5年度東京都立高等学校入学者選抜における特例の措置について（募集人員）

第5号議案

都立しいの木特別支援学校の今後の方針について

2 報 告 事 項

- (1) 令和5年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置について（検査の実施）
- (2) 令和5年度東京都立高等学校入学者選抜における特例の措置について（検査の実施）
- (3) 令和5年度教育庁所管事業予算・職員定数等について
- (4) 都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム（案）について
- (5) 令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の実施状況について
- (6) 令和3年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について

教 育 長	浜 佳 葉 子
委 員	山 口 香 (欠席)
委 員	秋 山 千 枝 子 (オンライン)
委 員	北 村 友 人 (オンライン)
委 員	新 井 紀 子 (欠席)
委 員	宮 原 京 子 (オンライン)

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	浜 佳 葉 子
次長	福 崎 宏 志
教育監	藤 井 大 輔
総務部長	田 中 愛 子
都立学校教育部長	村 西 紀 章
人事部長	吉 村 美 貴 子
教育政策担当部長	秋 田 一 樹
高校改革推進担当部長	池 上 晶 子
特別支援教育推進担当部長	落 合 真 人
指導推進担当部長	瀧 沢 佳 宏
(書 記) 総務部教育政策課長	軽 部 智 之

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和5年第2回定例会を開会します。

本日は、山口委員、新井委員から所用により御欠席との御連絡を頂いています。

本日は、朝日新聞社ほか10社からの取材と、7名の傍聴の申込みがございました。また、朝日新聞社ほか9社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございましょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可します。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御注意ください。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用し、換気を良くするため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴の皆様方もマスクの着用など、感染拡大防止に御協力いただきますようお願い申し上げます。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、北村委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 次に、12月22日の令和4年第18回定例会の議事録につきましては、既

に御覧いただいたと思いますので、よろしければ御承認を頂きたいと思います。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——では、12月22日の令和4年第18回定例会議事録については承認いただきました。

次に、1月12日の令和5年第1回定例会議事録をお配りしていますので、御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと思います。なお、当日の議案番号に誤りがありました。第65号議案及び第66号議案はそれぞれ第1号議案、第2号議案が正しい番号となりますので、この際修正をさせていただきます。

議 案

第5号議案

都立しいの木特別支援学校の今後の方針について

【教育長】 それでは、順番を変更しまして、まず初めに、第5号議案「都立しいの木特別支援学校の今後の方針について」の説明を特別支援教育推進担当部長からお願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 第5号議案、都立しいの木特別支援学校の今後の方針について説明をさせていただきます。

まず1 都立しいの木特別支援学校の概要についてです。都立しいの木特別支援学校は、千葉県市原市にあります、近隣の二つの障害児入所施設の児童・生徒のみが在籍する知的障害特別支援学校です。昭和44年に東京都養育院千葉分院、現在の東京都千葉福祉園ですが、ここに入所する児童・生徒の適切な就学先を確保するために設置したものです。また、昭和59年からは東京都千葉福祉園に加え、社会福祉法人嬉泉袖ヶ浦のびろ学園の入所者も在籍しています。

次に2 都立しいの木特別支援学校の今後の方針についてです。東京都千葉福祉園の障害児入所施設は、都立障害児施設の再編により、令和6年度末に廃止予定とされています。そのため、都立しいの木特別支援学校は学校設置時の役割が終了します。都立しいの木特別支援学校は、令和6年度末までに東京都千葉福祉園の入所者が全員

卒業となることから、令和7年度以降、袖ヶ浦のびろ学園の入所者のみが在籍することとなり、集団による教育活動に影響が生じることとなります。以上の理由により、都立しいの木特別支援学校につきましては、令和6年度末をもって閉校とします。なお、本方針決定時の袖ヶ浦のびろ学園入所者のうち、希望者につきましては、令和7年度から新たに設置する分教室におきまして、引き続き通学することを可能とします。

3 今後の取扱いについてです。(1)ですが、都立しいの木特別支援学校の閉校につきましては、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を、令和6年度末までに東京都議会へ付議します。条例施行期日は令和7年4月1日です。(2)の分教室の設置につきましては、閉校後の都立しいの木特別支援学校の施設におきまして、東京都立中野特別支援学校を本校とする分教室を設置します。設置期間は令和7年4月1日から、在籍者全員の卒業又は転出までの間で、袖ヶ浦のびろ学園の所在地を通学区域とします千葉県立楨の実特別支援学校への転学も可能とします。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、何か御質問・御意見がありましたら御発言をお願いします。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明どうもありがとうございます。こういった形で今後進めていくということによいと思うのですが、子供たち一人一人のニーズが非常に多様なことと思えますので、また状況によって、今はこういう選択をするけど、この先はまたということも生じるかと思えますので、是非柔軟に子供たち一人一人に寄り添った支援をしていていただきたいなということをお願い申し上げます。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 この分教室になった場合に、分教室に通っている子供たちは、楨の実特別支援学校と今後交流や、又は転学なども可能でしょうか。

【特別支援教育推進担当部長】 分教室につきましては、今、在籍している子供たちのうち希望者が行くこととなりますが、今後、交流の実施や、保護者の御希望によ

って、楨の実特別支援学校を希望される場合については転学も可能としています。

【秋山委員】 柔軟に対応していただければと思います。よろしくお願いします。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

よろしいようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしゅうござい
ましようか。——〈異議なし〉——では、本件につきましては原案のとおり御承
認いただきました。

第3号議案

令和5年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置につ
いて（募集人員）

第4号議案

令和5年度東京都立高等学校入学者選抜における特例の措置について（募集人員）

報告事項

（1）令和5年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置
について（検査の実施）

（2）令和5年度東京都立高等学校入学者選抜における特例の措置について（検査の実施）

【教育長】 それでは次に、第3号議案「令和5年度東京都立中等教育学校及び東
京都立中学校入学者決定における特例の措置について（募集人員）」及び第4号議案
「令和5年度東京都立高等学校入学者選抜における特例の措置について（募集人
員）」並びに報告事項（1）、（2）同措置について（検査の実施）は、関連する内
容のため、一括で説明をお願いします。それでは都立学校教育部長、説明をお願
いします。

【都立学校教育部長】 それでは私から、第3号議案、令和5年度東京都立中等教育
学校及び東京都立中学校入学者決定における特例の措置について（募集人員）及び関連する
報告事項（1）同措置（検査の実施）について説明します。

第3号議案資料を御覧ください。令和5年度東京都立中等教育学校等の募集人員につ
きま

して、令和4年10月20日の定例会第52号議案として既に御決定をいただいているところですが、現在、都内の新型コロナウイルス感染症への感染状況は拡大傾向にはないものの、引き続き警戒が必要であり、誰もが感染するリスクがある状況にあります。東京都立中等教育学校等の入学者決定におきまして、既に実施された海外帰国・在京外国人生徒枠募集では欠席者が出ており、これから実施される一般枠募集の検査におきましても、陽性者や濃厚接触者等となり受検できない児童が生じる可能性が懸念されます。こうしたことから、令和5年度都立中等教育学校等の入学者決定におきまして、特例の措置として、特例による検査を実施するものです。本議案は、特例による検査の募集人員を定めるものです。

記書きの下の特例による検査の募集人員、「1 海外帰国・在京外国人生徒枠募集」を御覧ください。

海外帰国・在京外国人生徒枠募集を実施している対象校は2校です。表の右側を御覧ください。募集人員は、特例による検査の措置申請を行う者が生じた学校において、当初の日程において受検する児童と、特例による検査を受検する児童との間の公平性を勘案して定めてまいります。

下の表の算定方法を御覧ください。募集人員の算定方法につきましては、当該校の特例による検査措置申請者数を実質倍率で除した数値を算出します。この数値が1に満たない時は、特例による検査の募集人員を1名とし、1以上の時はその数値から小数点以下を四捨五入した人数を募集人員とします。なお、この募集人員につきましては、昨年10月の第52号議案で既に御決定をいただいている募集数に加えて定めるものとします。

「2 一般枠募集」においても、同様の算定方法で設定をします。

次に、特例による検査の概要について説明申し上げます。恐れ入ります。報告資料(1)を御覧ください。

「1 日程」は記載のとおりですが、特例による検査日は各募集とも共通で、2段目、2月15日水曜日とします。「2 応募資格」ですが、それぞれの検査日当日に新型コロナウイルス感染症などに感染していたなどの理由により、出願した学校を受検することができなかった受検生のうち、特例による検査の措置を申請し承認された者となります。「3 募集人員」は、先ほど説明したとおりです。「4 検査の実施」

については、各募集とも個人面接とします。

続いて、「5 選考方法」についてですが、(1) 海外帰国・在京外国人生徒枠募集につきましては、本募集合格者の面接点の最低点以上である者のうち、面接点の順位により合格者を決定します。(2) 一般枠募集につきましては、一般枠募集合格者の報告書点の最低点と比較し、それ以上である者のうち、報告書点と面接点とを合計した総合成績の順位により合格者を決定します。

続いて、「6 合格者の発表」は、各学校のホームページの掲載により行います。

「7 一般枠募集との併願者について」ですが、一般枠募集の合格者となった者は特例による検査を受検することができないこととします。

「8 特例による検査に係る入学考査料」につきましては、令和5年度の特例措置としまして免除することとします。

続きまして、第4号議案、令和5年度東京都立高等学校入学者選抜における特例の措置について(募集人員)及び関連する報告事項(2)同措置(検査の実施)について説明します。

先ほどの説明と同様に、新型コロナウイルス感染症への感染状況は拡大傾向にはないものの、誰もが感染リスクのある状況におきまして、令和5年度都立高校の入学者選抜のうち、一般募集枠とは異なる検査を行う文化・スポーツ等特別推薦、海外帰国生徒対象、引揚生徒対象、在京外国人生徒対象、通信制課程入学者選抜について、特例による検査を実施し、募集人員を定めるものです。令和4年10月20日の定例会第52号議案により御決定をいただいた、都立高等学校等第1学年生徒募集人員に加えて定めるものです。

算定方法ですが、表の右側を御覧ください。当初の日程で受検した生徒と、特例による検査を受検する生徒との間での公平性を勘案し、措置申請を行う者が生じた学校において、措置申請者数及び措置申請が生じた検査の応募倍率に応じて、別紙1の表に定める人数を募集人員とします。別紙1を御覧ください。一番左の縦の列が措置申請者数、横が当該検査の応募倍率となっており、表に当てはめて該当する箇所が当該校の特例による検査の募集人員となります。例えば、措置申請者数が10人で応募倍率が2倍であれば、募集人員は5人となるものです。

続きまして、報告資料(2)を御覧ください。特例による検査の概要について説明します。

「1 日程」については記載のとおり、4月に行われる通信制課程の入学者選抜を除いて、原則として3月9日木曜日とします。

「2 応募資格」については、各選抜の検査日当日に新型コロナウイルス感染症の感染者等であったため、出願した都立高等学校を受検することができなかった者のうち、特例による検査の措置を申請し、当該都立高等学校長から承認を得た者となります。

「3 募集人員」ですが、先ほど説明したとおりです。

「4 検査の実施」ですが、文化・スポーツ等特別推薦で実技検査及び個人面接を実施するなど、記載のとおりとします。

また、「5 選考方法」ですが、同じく文化・スポーツ等特別推薦で実技検査点、面接点及び調査書点を合計した総合成績の順位により合格者を決定するなど、記載のとおりとします。

合格者の発表は6のとおり、各都立高等学校ホームページへの記載により行います。

「7 学力検査に基づく選抜との併願について」ですが、特例による検査の応募資格者が2月21日実施予定の学力検査に基づく選抜において、特例による検査を受検する学校とは異なる都立高校を受検し、合格した場合は、特例による検査を受検できないものとします。例えば、文化・スポーツ等特別推薦で出願した学校と異なる都立高校を2月21日に受検し、合格した場合は、3月9日の特例による検査を受検できないものとします。また、特例による検査を受検する者が、分割後期募集、全日制第二次募集又はインフルエンザ等学校感染症罹患患者等に対する追検査で、特例による検査と異なる都立高校を受検し、双方の学校において合格候補者となった場合は、特例による検査を受検した都立高校の合格者とするものとします。

「8 特例による検査に係る入学考査料」につきましては、令和5年度の特例措置として、免除することとします。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、何か御質問・御意見などありましたらお願いします。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。聞こえていますでしょうか。

御説明、全体としてはしっかりと様々なケースを想定して対応されているということで、進めていただいていると思うんですけれども、1点、新型コロナ感染症若しくはインフルエンザということで、学校指定の感染症ということでしたけれども、例えば当日の朝に発熱して、感染の確認ができないけれども、念のため受検を控えたということが恐らくあるのではないかなと思うんですが、そういう場合の対応を教えてもらってもよろしいでしょうか。

【都立学校教育部長】 当然、そういう当日急に発熱したということは考えられますので、それは原則として、所定の手続を行えば、特例による検査の受検が認められるという形になっています。

【宮原委員】 万が一それがインフルエンザでもなく、新型コロナでもなかった場合でも受けられるということなんですか。

【都立学校教育部長】 はい。基本は新型コロナ、インフルエンザ等のそういった感染症ではあるんですけれども、基本的にそれに類する発熱又は体調不良など、やむを得ない事情の場合ということで追検査と同様の措置での特例検査ですので、幅広くそういった形で認めていくということです。

【宮原委員】 ありがとうございます。理解しました。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。ほかに御発言ありませんようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。—— 〈異議なし〉 ——
では、第3号議案及び第4号議案につきましては原案のとおり御承認いただきました。また、報告事項（1）及び（2）につきましても報告として承りました。

報 告

（3）令和5年度教育庁所管事業予算・職員定数等について

【教育長】 続きまして、報告事項（3）「令和5年度教育庁所管事業予算・職員定数等について」の説明を、教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 報告事項（3）令和5年度教育庁所管事業予算・職員定数等について、説明をさせていただきます。

去る1月27日に、東京都の財務局から、令和5年度の東京都予算案の発表がありました。本日はそのうち東京都教育庁に属する予算案の概要について説明をさせていただきます。

初めに、資料1枚目上段に、「Ⅰ 歳入歳出予算」というところがありますので、こちらの歳出の欄を御覧いただければと思います。教育費全体の予算額につきましては、8,964億8,400万円ということで、対前年度比で申し上げますと205億8,600万円の増、率にしますと2.4%の増になっています。内訳につきましては、教育費の約8割が給与関係費になっておりまして、給与関係費は7,116億8,100万円で、定数増などの影響によりまして前年度比0.8%増となっているところです。

続いて事業費につきましては、主な内容については後ほど説明させていただきますけれども、新規拡充事業等、様々、積極的に予算要求をしまして、前年度比で151億6,200万円の増、率にしますと8.9%の増になっています。

続きまして、1枚目の資料の下の欄に、「Ⅱ 定数増減」があります。この表の下から2段目ですか、計の欄を御覧いただければと思いますけれども、学校の教職員の学校定数につきましては、令和5年度の合計が6万7,490人ということで、前年度比1,283人の増となっています。主な理由につきましては、右側の内容欄に記載してありますけれども、国の動向等も踏まえまして、産休や育業の代替教員の安定確保に係る追加の要求など行っておりまして、予算の見積もり時点、要求時点と比較しまして増となっている状況です。また、この表の一番下に、事務局定数ということで、こちら教育庁事務局の職員の定数ですけれども、こちらにつきましては、前年度比22名増ということで、741名となっています。主な増の理由ですけれども、右側に書いていますが、国際交流や英語力の強化、また日本語指導の充実といった施策を推進していくために、グローバル人材育成部という部を新たに設置するというところが主な増の理由になっています。部の設置につきましては、組織改正に伴いまして、規則改正等必要になりますので、今後手続を進めさせていただきたいと思っています。

続いて、資料の2ページです。ここから6ページにかけては、教育庁所管の主要事業のうち、新規の事業を中心にまとめている資料です。予算要求時点での内容につきましては、昨年11月の定例会において一度報告をさせていただいておりますので、

本日はその時点から追加となった事項について説明をさせていただきたいと思います。

資料2ページは、自ら未来を切り拓く力の育成^{ひら}ということでまとめていまして、要求時点からの追加事項は、4番から8番までと、11番が追加になっています。

4番につきましては、都立高校生を対象に、海外に行かなくても、いわゆる英語漬けの環境を体験するというので、TGG、TOKYO GLOBAL GATEWAYですね、こちらで1泊2日の宿泊プログラムを実施してまいります。

5番ですけれども、新たに都内の高校生対象に、英語のプレゼンテーションコンテストを実施しまして、英語学習に対する意欲向上を図ってまいりたいと考えています。

6番ですけれども、英語スピーキングテストにつきましては、今年度、中学3年生を対象に実施したところですが、来年度につきましては、小学校で身に付けた英語の話す力を把握するというのと、中学校の各学年における学びの連続性を意識して指導していくということのため、中学1・2年生も対象に実施することとします。

7番ですけれども、外国語指導助手、ALTなど、英語ネイティブの人材を活用し、小学校においてイングリッシュ・ウィーク等を実施しまして、学校の中で外国語に触れる機会を増やしてまいります。

8番です。著名人等をアンバサダーとして活用し、子供たちと英語によるワークショップなどを開催することによりまして、こちらも英語学習意欲の向上を促進してまいりたいと考えています。

下の段の11番につきましては、都立の中高一貫校におきまして、これまで交流機会の少なかった国や地域というものがありますので、そこから留学生の受け入れ、来てもらう方などを積極的に推進して交流してまいりたいと考えています。

続いて3ページです。こちらも自ら未来を切り拓く力の育成^{ひら}の続きです。ここで追加となっている事項が、18番と21番です。

18番につきましては、都立商業高校におきまして、民間企業への職場体験やビジネススキル等々、これを取得するための講座を開催しまして、就職を見据えたビジネス人材の育成を促進してまいります。

21番につきましては、大学入試制度もいろいろ多様化していますので、進学を希望する生徒の多様なニーズに対応していくということで、都立の進学指導推進校におき

まして、放課後等に民間企業を活用した校内予備校を実施してまいります。

続いて4ページです。こちらは子供目線に立った支援の充実ということでまとめています。追加となった事項は、3番、5番から8番まで、また10番、14番、15番です。

まず3番ですけれども、今年度からフリースクール等に通う子供、また保護者に必要な支援を把握するため、調査研究事業を実施していますが、来年度につきましては調査協力金を増額し、御協力いただける方がより増えるように取組を進めてまいります。

また、5番から8番までにつきましては、いわゆる不登校への対応です。不登校児童・生徒は増加している状況がありますので、小・中・高校それぞれ学校内で別室で指導や支援をする支援員の配置を行うということと、学校外におきましても体験活動の機会を確保するなど、バーチャル、仮想空間を活用した相談支援等を行ってまいります。また、教員とともにいじめを早期に発見、対応するという一方で、いじめ対応サポーターの配置なども進めていきまして、いじめ対応力の強化についても進めてまいります。

続いて10番です。こちらは昨年静岡県での認定こども園で、園児のバス置き去り事故がありましたけれども、これを踏まえまして、既に今年度から都庁内で教育庁だけでなくそれぞれ緊急対策等取り組んでいますけれども、来年度につきましても、私どもで申し上げますと、特別支援学校のスクールバスがありますので、こちらに安全装置を設置するなど、校外活動をする場合の見守りタグの活用等を進めてまいりたいと思っています。

一番下の段、14番と15番です。こちら、2020のパラリンピック大会や、今後2025年デフリンピックの東京大会等々ありますので、こうしたことを契機としまして、ICTを活用した遠隔手話の実施、デフアスリートの招聘（しょうへい）、映像教材の作成等々を通じまして、特別支援教育の充実に^{つな}ぎつけてまいりたいと考えています。

続いて5ページです。こちらは教員の働き方改革等による指導充実です。追加の事項は8番になります。昨今、教員不足がありますけれども、教員不足の解消、また教員が安心して出産育児等に専念できる環境をつくっていきたいということで、産休や育業に入る教員の代替教員につきまして、任用を最大4か月前倒しでしていくという

ことで、この代替教員の確保に取り組んでまいります。

最後ですけれども、6ページです。これはその他としてまとめていますけれども、まず1番から3番につきましては、体験活動の充実ということでの事業になります。本年度、「子供を笑顔にするプロジェクト」を実施していますけれども、これを踏まえまして、引き続き教育的意義の高いプログラムについて実施していくということと、併せて文化プログラム学校連携事業や、アスリート派遣事業も従来からやっていますので、こういったことも併せて拡充をしまして、体験活動の充実を進めてまいりたいと思っています。

最後にこのページの一番下、9番です。「得意な才能」を伸ばす教育ということで書いていますけれども、今年度から理数分野で秀でた才能を持つ生徒に対して、高度な研究や学習の機会を提供するという取組を始めていますけれども、来年度につきましては、この分野を芸術の分野にも広げて取り組んでまいりたいと考えています。

主な新規事業等の説明については以上です。

資料として、7ページ以降にもう少し細かく書いていまして、7ページ以降につきましては東京都教育ビジョンの体系に基づいて、今説明した新規事業を含めて継続実施の事業等も併せて記載していますので、御参考に見ていただければと思います。

以上で来年度予算の概要についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見ありましたらお願いします。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明いただきどうもありがとうございます。教育予算としてこういった形で積極的に都としても教育に支援していこうということで、ありがたいことかなと思いつつ拝見しましたし、非常に多岐にわたる項目で、様々な施策に取り組む、それも非常に大事なことだなと思いつつ拝見していました。基本的にこういった形で積極的にいろいろな取組をしていくことは大事だと思っています。その上でということですが、やはり現場で学校の先生方にいろいろお話を伺う機会があって、働き方改革のことなどを聞くと、どうしてもやはりまだ人員が足りない、そこに最後は

少し行き着くところがあって。今回もかなり増数ありますし、都としても現場の先生方に対する人的な支援というところは、教員のみならずその周辺で様々な職種を含めて行っていますが、それでもまだ現場では非常に多忙感が強いというところがありますので、今後も是非この人件費をどのぐらい出すかということ、またどれだけの人を採用できるのか、いろいろな課題がありますし、そもそも最近の教採への志願者数の減等含めると、どれだけお金があっても人がいなければ仕方ないというような議論もあるのかもしれませんが、それでもやはり積極的に現場に対して人的な支援を今後も続けていただきたいと。そのことをあらためて強調させていただきお願いしたいということで、コメントさせていただきました。あくまでコメントですけれども、今後も積極的に是非、人的な支援の拡充、これにつきましてはよろしくをお願いします。

【教育長】 ありがとうございます。

それでは宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 北村委員のお話は誠にそのとおりだなと思って伺っていました。それに加えて、包括的な新しいプログラムをいろいろと御検討いただいているということで、子供たちは私たちの未来ですので、しっかりと様々な機会を提供するというのは大変いいことだなと思います。その上で、東京都として継続性というのも非常に重要だと思いますので、どういったプログラムであればもっと強化をして継続していけるかということについては、しっかりと、定量的ではないかもしれませんが、効果検証をしていただいて見極めをしていただけるような体制も取っていただきたいと思います。コメントのみです。

【教育長】 ありがとうございます。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 今回の新しい予算に関してはとても重要なところを整えていただいたので、いいと思います。その上で幾つか細かい点ですけれども、お願いがあります。まず、子供の目線に立った支援のところで、新しくいじめ対応サポーターが配置されています。いじめの件がなかなか改善しないということで配置されたと思いますが、学校の中には特別支援コーディネーター、また今回スクールソーシャルワーカー等も配置されてきます。そうした場合に、一人の子供は幾つかの課題を抱えていて、各々

が関わるのではなく、やはりトータル、総合的に子供を見ていく必要があるので、担当が抱え込むことなく情報共有して、総合的に見るような取組も一緒に考えていただきたいと思っています。

それから2点目、今回置き去りのことがありましたので、スクールバスに対する対応を素早く予算に組み入れていただいてよかったですと思います。また、同時に公立小学校にもスクールバスを利用しているところがありますので、公立学校にもバス等の安全対策を一緒に入れていただいたことは本当に速やかな対応だったとすごく思います。

次に3点目ですけれども、医療的ケアに係る保護者負担。これは継続的に取り組んでいただいてありがとうございます。医療的ケア児の支援法ができて、公立小・中学校も今医療的ケア児を受け入れている学校があります。そうすると、特別支援学校と同じような課題を持って来るのではないかと思いますので、今後調査研究していただいて、公立小・中学校にも医療的ケア児の何らかの支援ができればお願いしたいと思います。

それから、教員の働き方改革ですけれども、臨床心理士が面接をして、メンタルヘルスサポートを行っていただく。これは休職の予防になるのでとても重要な取組だと思います。ただ、今、都立高校でも、心理士による全員の面接が行われており、中には形骸化しているという話も聞きますので、この取組がそのようにならないように、効果判定をしていただきたいと思います。

もう1点。公立小学校における施設整備ですけれども、医療的ケア児の支援に伴って、インクルージョンが進んでくると、このバリアフリー設備というのが必要になります。ここに施設整備補助等が入っていて、恐らくエレベーターなどもあると思いますが、この文言だと、インクルージョンという目的というのが薄いように思いますので、それも含めて施設整備をやっていただけるといいなと思います。

最後です。「得意な才能」を伸ばす教育の中に、今ギフテッドという子供たちがいます。その子供たちにも手が届くようにしていただくといいかと思いました。

以上です。長くなってすみません。

【教育長】 ありがとうございます。

【教育政策担当部長】 ありがとうございました。様々な御意見を頂きましたので、

新規事業も継続の事業もそうですけれども、事業の実施に当たりましては、頂いた御意見を踏まえて設計していきたいと思います。また、併せて事業の効果検証等踏まえて、今後また来年度、次の予算要求もありますので、そこにつながっていくようにということで、引き続き取り組んでいきたいと思います。ありがとうございました。

【教育長】 ほかに御発言ありませんようでしたら、本件につきまして報告として承りました。

(4) 都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム（案）について

【教育長】 次に、報告事項（4）「都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム（案）について」の説明を、高校改革推進担当部長からお願いします。

【高校改革推進担当部長】 本日は都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム案を作成しましたので、概要版により説明をします。

まず1ページの「1 実行プログラム策定に当たっての背景」を御覧ください。都立高校を取り巻く状況ですが、社会生活のDXによる変化やグローバル化の加速など、社会構造が急速に変化しつつある中で、コロナ禍による影響などもあり、様々な不安や悩みを抱える生徒など、多様な背景を持つ生徒の存在が一層顕在化してきました。また、質の高い教育の実現のためには、高い意欲と資質を持った教員の確保や、働き方改革の推進など、学びを支える教員への支援も必要となっています。

次に、国の動向ですが、中教審答申におきましては、子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた方針が示され、これを受けて、規定等の整備がありました。新しい時代の教育の実現に向けて、高校の特色化や魅力化に向けた動きが進んでいます。東京都における施策の動向ですけれども、教育施策大綱や未来の東京戦略においては、子供目線に立った政策の展開などの方向性が示されています。

令和4年度に新たに設置された子供政策連携室とともに、子供政策に関する組織横断的な取組が進んでいるところです。

次に、下の都立高校の現状です。令和3年度までを計画期間とする都立高校改革推

進計画におきまして、生徒を真に自立した人間に育成することを目的として、総合的に取組を推進し、これまで進学実績の向上や中退率の低下など、一定の成果がありました。一方、新たな課題として、困難を抱えた生徒の存在の顕在化に加え、都内公立中学生の進路状況の多様化、都立高校入学者選抜応募倍率の低下傾向などもあります。また、都民の皆様からは、都立高校に対する期待や要望として、デジタルの活用やグローバル人材の育成に関する御意見も頂いています。

このように、環境が変化する中、新たな課題等の解決とともに都立高校の魅力向上を図るための施策を体現したのがこの実行プログラムです。次ページ、実行プログラムの基本的な考え方を御覧ください。プログラムの性格としましては、ポイントのところにありますように、三つの施策の方向性にに基づき、令和6年度まで集中的に施策を展開していくことと、取組内容については毎年度ブラッシュアップするなど、状況の変化等に応じて柔軟に対応していくこととしています。三つの施策の方向性ですが、一つ目は生徒一人一人の能力を伸ばし自ら未来を切り拓く力を育成してまいります。二つ目は、様々な困難を抱える生徒を支え、生徒目線に立った支援を充実させてまいります。三つ目は、生徒や社会のニーズに応える学校づくりを目指し、質の高い教育を実現するための環境整備を推進してまいります。

このような施策を進めていくことにより、生徒一人一人に応じたきめ細かな教育を推進し、未来の東京を担う人材を育成してまいります。

下の「3 7年度以降に向けて」ですけれども、プログラム実施に当たりましては、三つの施策の方向性において指標を定め、成果を検証します。また、プログラム後の令和7年度以降の方向性につきましては、生徒数の推移や来年度策定予定の都の教育ビジョンとの整合性を図りつつ検討してまいります。

次に3ページです。こちらが施策の体系です。三つの方向性にに基づき、30の施策を展開してまいります。主な取組は次のページ以降で説明いたします。先ほど、令和5年度の教育庁所管事業予算等について説明もありましたので、重複する取組については省いて説明をしたいと思います。

まず、「I 自ら未来を切り拓く力の育成」です。TOKYOスマート・スクール・プロジェクトの推進として、教育ダッシュボードを整備していくほか、二つ目の

箱にあります、教科「情報」の充実とデジタル人材の育成では、高度な情報活用能力を伸ばすため、アプリケーション開発環境の整備やプログラミングコンテストを実施するなど、デジタル人材の育成に向けて取組を推進してまいります。グローバル人材の育成では、生徒がネイティブ講師とオンライン上で英会話のレッスンを行う機会を拡充するなど、英語力の強化や国際交流、海外派遣の推進に向けて取り組んでまいります。

次のページです。「Ⅱ 生徒目線に立った支援の充実」です。こちらでは、不登校生徒に対する支援、中途退学の未然防止、ヤングケアラー等に対する支援では、自立支援チームにおいて、福祉に関する専門性の高いユースソーシャルワーカーを増員し、令和6年度以降、校内居場所カフェを設置するなど、個に応じた支援を充実させてまいります。次に、日本語指導が必要な生徒に対する支援ですが、多文化共生スクールサポート事業を拡充し、日本語指導を必要とする生徒が在籍する全ての学校を対象とするなど、支援を充実させてまいります。右に行きまして、都立高校における特別支援教育の充実ですが、発達障害等の困難を抱える生徒に対し、民間企業やNPO等を活用した就労支援の実施に向けて準備を進めてまいります。

次に6ページの「Ⅲ 質の高い教育を実現するための環境整備」を御覧ください。学校の魅力発信に向けまして、学校のPRを量と質の両面から強化していくこととしています。それに加えまして、二つ目の箱ですが、普通科の活性化で、進路が多様な高校をスキルアップ推進校と指定し、基礎的なデジタルスキルなどを身に付ける講座を実施してまいります。また、社会の変化に対応して、特色、魅力ある普通科高校を目指し、新たな学科の設置の検討なども進めてまいります。

次に定時制課程の改善・充実ですが、多様化する生徒のニーズ等に応じていくためにチャレンジスクール等の受け入れ規模等を拡大してまいります。また、夜間定時制課程につきましては、入学者の動向などニーズを踏まえた上で必要な見直しを行うとともに、多様な生徒の実態にきめ細かく対応した教育内容等の充実を図るなど、望ましい学習・教育環境を確保してまいります。

次に、右側の「専門学科の活性化」で、上から二つ目、令和5年4月から工業高校の名称を工科高校に変更し、学科の改編等の取組を引き続き推進してまいります。ま

た、理数に関する学科の設置につきましては、令和4年4月に立川高校に創造理数科を設置したところですが、令和6年4月に向けて、江東区にある科学技術高校の学科の一部を改編し、理数に関する学科の設置に向けた準備を進めてまいります。また、右下、教員採用選考の内容・方法等の改善を図るとともに、教員の働き方改革に関しましては、職員室の環境改善を進めてまいります。

本日はこの概要版にて説明しましたが、プログラム案の詳細につきましては、別添の全体版資料を御覧いただければと思います。

なお、このプログラム案の作成に当たりまして、昨年夏に都立高校生の意見を募集しました。生徒からの主な意見は、この本文の巻末の参考資料に資料3として掲載しています。主な意見としましては、授業にプログラミングを取り入れることや、海外の学校との交流を増やすこと、進学等に向けた取組を充実させることなどがありました。また、パブリックコメントを本日から2月24日まで行う予定です。都民の皆様からの御意見等も踏まえながら、実行プログラムを取りまとめ、今年度末までに策定をする予定です。策定前にあらためて教育委員会で報告したいと考えています。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、何か御質問・御意見ありましたら御発言をお願いします。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 どうもありがとうございます。都立高校の充実に向けて、非常に積極的に幅広い取組をされていて、とてもよいことだなと思いながら拝見しました。基本的に子供たちの力を伸ばしていくような方向で、いろいろと積極的に施策を作っていてよいと思うんですけども、僕自身が困難を抱えた生徒たちについて、もう一歩更に踏み込むことができないのかなということも感じたりしています。最近、ほかの県など見ていますと、例えば福井県の高校で日本語コースといった形で、今も日本語教育の充実ということは言っていますけれども、本当に日本語を勉強するということをメインにしたようなコースを開設した学校もニュースで拝見したりすると、そういったことも一つあり得るのかなと。もう一歩踏み込んで、単に日本語教育充実といっただけではなくて、そういった子たちをしっかりと対象としたプログラム、課程を

作る、あるいは千葉県などでも今全ての定時制高校で外国人生徒募集入試をやっているようですけれども、東京都でも外国人生徒の入試というのがありますけれども、僕の理解が間違っているかもしれないのですけれども、定時制高校での外国籍の生徒の募集入試というのがないのかなというふうに理解してしまして。もし間違っていたら正していただきたいんですけれども。そういう形で、外国籍の子や、あるいは不登校の受け入れを積極的に行うような課程など、もう一步踏み込んで困難を抱える生徒たちのための教育課程であるなどということは考えられないのかなと思いますので。例えばそういったことについてのプロジェクトチームなどを教育委員会の中で立ち上げていただいて、研究者等にも入っていただいたりしながら、もちろん現場の先生方、当事者、そして研究者などでいろいろ検討しながら考えていけないかなと思っています。今後更に都立高校の充実を図っていく上で、今グローバル人材育成の方では、本当にどんどん力を発揮できる子たちをサポートする仕組みが作られていていいなと思うんですけれども、困難を抱えた生徒たちのところにももう少し、もう一步踏み込んだことができないかなということで、勝手ながら意見を述べさせていただきました。

よろしくをお願いします。

【高校改革推進担当部長】 御意見ありがとうございました。外国人に対しては、今まで多文化共生サポートセンター事業ということで、在京枠のある学校に対していろいろな支援をやっていたのを、新年度から全校、外国人、日本語が不自由な、支援が必要な生徒の学校は対象にしていこうということで、少しずつ広げているんですけれども、今、先生から頂きました、もう一步進んでというようなことは、今後考えていきたいと思いますので。ありがとうございました。

【北村委員】 よろしくをお願いします。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。全体としては、大変広範囲に拡充もされていてよいかと思います。今の北村委員の御意見に加えまして、経済的に困難を抱えているような御家庭のお子さんが都立の高校を目指す際に、こういった支援があるんだということが十分に行き渡った上で選択できるように、周知徹底するという

ことについては従来型の情報提供だけではなくて、やはりある程度プッシュ型の情報の共有などもしていただいて、安心して高校で学業を続けることができ、将来について考えられるという状態ができるということについて、是非理解が進むような対応もしていただきたいなということで、コメントまでです。

【教育長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

ほかに御質問・御意見ありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。ありがとうございます。

(5) 令和4年度中学校英語スピーキングテスト（E S A T－J）の実施状況について

【教育長】 続きまして、報告事項（5）「令和4年度中学校英語スピーキングテスト（E S A T－J）の実施状況について」の説明を、指導推進担当部長、お願いします。

【指導推進担当部長】 それではよろしく申し上げます。私から中学校英語スピーキングテストE S A T－Jの実施状況について説明申し上げます。

資料に従いまして、まず、「Ⅰ 実施スケジュール」です。本年度の実施につきましては、4月から説明会等を行って以降、申込み、実施の結果の通知まで御覧いただいています日程で実施をしました。

次に「Ⅱ スピーキングテストの実施状況・結果」についてです。本試験及び予備日を合わせた申込者数、受験者数は、御覧のとおりです。会場につきましては、都立高校を中心に、大学や民間の施設などをお借りして実施をしたところです。平均のスコアにつきましては60.5で、段階別の評価につきましては資料にあります分布のとおりです。

続きまして、2枚目にまいりますけれども、「Ⅲ スピーキングテストの実施体制等」です。テストは前後半で休憩時間を分離し、生徒同士の接触を防止するとともに、携帯電話を回収し、御覧のスケジュールで実施をしています。当日は都教委及び事業者が役割を分担して運営に当たりました。また、教育長を実施本部長とします中学校

英語スピーキングテスト実施本部を設置して対応をしました。具体的には、そちらにありますように、試験監督、警備、会場への道案内や携帯電話等に関する業務をそれぞれで分担して実施をしました。

続きまして、「Ⅳ 採点等」です。採点は高度な英語力と英語教育に関する専門性を有する者が事前に本テストの採点に係る研修を受講し、基準を満たした者が行ったところです。また、採点に当たりましては、採点基準に従いまして、複数の専任者による採点・審査を経て評価をし、都教育委員会が採点結果を確認しており、引き続き詳細な評価、分析に向けて確認を行っています。

続きまして3枚目ですが、生徒には御覧いただいています結果及び情報を提供しています。また、音声データの開示につきまして、3月以降の実施に向けて日程と方法を調整しているところです。

続きまして、「Ⅴ 実施結果の総括」としまして幾つかまとめています。まず申込者に対する受験者数の割合は、93.4%です。こちらは都立高校入学者選抜の受検率等々と同程度ということになっています。また、平均スコアですけれども、昨年度と比較して6.8ポイント上昇をしました。こちらは中学校における英語技能の指導の成果で、生徒たちが努力して頑張った結果であると考えています。来年度以降も、小中高を通した英語教育を一層強化するということで、御覧のような取組を推進してまいります。

なお、今年度の都立高校志願者の状況につきまして、令和3年度と比較すると微増ということで、特にESAT-J受験実施による影響というのは見て取れないと考えています。

続きまして、「Ⅵ 今後の実施に向けて」です。今年度の実施の状況を踏まえまして、今後の実施に向けて次の点について検討し、よりよい事業となるよう取り組んでまいります。

まず、「1 スケジュール」についてです。申込み、措置申請の手続について、受験の申込みや特別措置、追試験等々の日程、様式、これを説明会等で早期に一括して御提示をし、生徒や保護者、中学校の教員が見通しを持って準備できるようにしてまいります。また、予備日の申込手続を簡素化しまして、非常に短期間

の中で行わなければいけないという状況も踏まえまして、生徒や保護者、中学校の教員の負担を軽減してまいりたいと考えています。また、特別措置等の申請に関しましても、更に丁寧な説明を行いまして、都教委によります承認手続も迅速化してまいりたいと考えています。また、会場につきましても、関連する通知を行う時期を早めまして、生徒や中学校の事前の準備の期間を確保できるようにしたいと考えています。

次に、「2 実施体制」についてです。受験の環境につきまして、音声等に配慮をしまして、生徒がより集中した環境で受験できる教室配置等を行っていきたいと考えています。なお、今年度の実施におきまして、教室間で音声が聞こえたというような報道も一部にありましたけれども、前半と後半で二つに分けて実施をした会場について、前半グループと後半グループの平均スコアはどちらも60.77ということで、差はありませんでした。また、当日のコールセンターの対応についてですけれども、欠席などの連絡を受ける回線を増やすなどによりまして、混雑を回避し、応答率を改善してまいりたいと考えています。引き続き次年度以降の実施に向けて改善を図ってまいりたいと考えています。

私からの説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見ありましたら御発言お願いします。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明ありがとうございました。今回こういう形で初めてスピーキングテストを実施して、今、最後の方でお話にありましたように、今後更なる改善に向けて是非取り組んでいただきたいと思うんですけれども、改善に当たっては、恐らく三つの観点から改善が必要なのかなど。一つは試験の実施体制ですね。ここについてかなり改善の余地があるのかなどというところが、監督者の募集等の事前のところから含めて是非検証していただいて、改善していただきたいと。

2点目は、試験の内容になるかと思うんですけれども、この内容についても是非、よりよい試験にしていくように、英語教育の専門家や、あるいはテスト評価の専門家の方々にも検証をお願いして、そこは是非しっかりと検証して、改善できるところを改善していくということが大事だと思いますので、テストというのはいきなり最初か

ら完璧なものができるものではなくて、常に改善をしていくのがテストだと思いますので、内容に関してはしっかりと改善をしていくということが大事ななど。

三つ目が、これをどう現場の実践につなげるのかというか、教育につなげるのか。実際の中学校での英語教育での指導にきちんとした形でのフィードバックをしていくなど、あと都としても、今回東京ポータルを作ったり、そこで話し方のトレーニングのY o u T u b eに飛んだり、非常に工夫してリソースを作ったりもしていると思うんですけども、それがどのぐらい実際に現場で活用されたり、生徒たちに実際に使ってもらえているのか、そういったところも含めて検証した上で、それをもっと使ってもらうためにはどうしたらいいのか、また日々の英語教育の中で先生方がどのような形で指導していかれるとよいのかといったところ、そういったところも是非検証して改善していただきたい。今回のように、プレテストよりも結果が上がったりしているということはすごく大事なことだと思います。その中でより多くの子供たちが英語に親しみ、英語を話せるようになっていくということを是非期待したいと思いますので、そのための改善をよろしくお願いします。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 この文書の一番最後の実施体制で、当日のコールセンターの対応で、回線を増やすと書いてありますが、SNSやITなどを活用するなど、当日コールセンターと連絡できないと不安が増すのではないかと思いますので、回線だけで対応できない時のことも考えていただければと思います。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

一括して、担当部長から。

【指導推進担当部長】 ありがとうございました。改善に向けた方向性三つ、しっかりと受け止めていきたいと思います。体制、それから内容について、それから一番最後に頂いた現場の教育につなげていくというのは、非常に大事だと思っています。来年度、施策を更に充実させていくということもありますが、小中高一貫した英語教

育の充実という中に、この取組もしっかりと位置付けて、英語の東京と言われるようにしっかりと体制を作り、子供たちの英語力を伸ばしていきたいと思っています。ありがとうございます。

【教育長】 秋山委員に頂いた、コールセンターの問合せ対応の充実も。

【指導推進担当部長】 失礼しました。コールセンターにつきましては、実は欠席の連絡が多かったんですが、これはメールで頂くという仕組みにしていたんですけども、ただそれでもやはり電話を頂くという実態もありまして、そこも含めて周知、それから回線の設置も含めて総合的にやっていきたいと思えます。ありがとうございます。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにありませんでしょうか。

ほかにありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

(6) 令和3年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について

【教育長】 続きまして、報告事項(6)「令和3年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」の説明を、人事部長、お願いします。

【人事部長】 では説明させていただきます。本実態把握の目的ですが、平成24年、大阪市で発生しました体罰事故を契機としまして、都内公立学校における体罰の実態を把握し、適切な対応を講ずることで、体罰の根絶に向けた取組を推進し、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができるようにするため、毎年状況を公表しているものでありまして、今回で10回目となります。

対象期間は令和3年度一年間を通じまして、児童、生徒、教員等から日常的な情報提供があったものと、令和3年12月に質問紙の配布及び聞き取りによる実態把握を実施していきまして、それらを取りまとめたものになります。

「3 体罰等の状況」について御覧ください。体罰等が疑われたと報告があった学校数につきましては、令和3年度、201校となっています。また、体罰等を行った行為者の数につきましては、令和3年度、体罰については7名、不適切な行為については131名となっています。体罰等の内容につきましては、行為者の7名につきまして

は全て教員でして、小学校が3名、中学校が4名となっています。体罰が行われた場所につきましては、授業等の教育活動中が6件、部活動中が1件でした。体罰の原因としましては、「児童・生徒の態度が悪い」というのが3件でした。体罰に関する認識につきましては、「感情的になった」が3件、「言葉で繰り返し言っても伝わらなかった」が3件となっています。なお、傷害を負わせたり、悪質・危険な行為を行ったりした事例はありませんでした。

点線の囲みにありますように、こうした体罰及び不適切な行為を行った者に対しましては、処分、措置等を行った上で、再発防止に向けた指導を徹底しているところです。また、区市町村教育委員会等による研修会を実施しています。さらに、指導の範囲内であっても、体罰等につながるような行為を行った者に対しまして、指導方法の改善に向けた意識の啓発を行っています。

「4 体罰等の根絶に向けた取組」ですが、全公立学校で体罰根絶の宣言を毎年行い公表しているほか、年2回校内研修やセルフチェック等を行っています。体罰等によって懲戒処分を受けた者に対しましては、再発防止の観点から、アンガーマネジメント研修等を実施しています。児童・生徒への取組につきましては、体罰の具体例を示しながら、嫌なことや困ったことがあったらすぐに声を上げるよう、校長講話等で意識啓発を行っています。また、年間を通じて相談することができる相談シートを配布しているほか、不安や悩みを相談できる窓口が紹介されたリーフレットを配布しています。さらに、体罰が発生した際には、養護教諭やスクールカウンセラー等によるケアを実施するという取組を行っています。

引き続き体罰の根絶と児童・生徒の安全・安心な学校生活の確保に向けて取組を進めてまいりたいと思います。

報告は以上になります。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見ありましたら御発言お願いします。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 体罰等の根絶に向けた取組の時に、宣言の中に、できれば子供を傷つけないというようなことも入れていただけないかと思います。予防のためをお願い

したいと思います。

【人事部長】 ありがとうございます。いただいた御意見は、来年度の取組に反映してまいりたいと思います。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 これは本来0でなければいけない数字ですので、そのことはみんなで肝に銘じて、今後更なる取組が必要だと思うんですが、同時に先生方が学校現場で指導に当たる中で、なかなか子供との関係性が難しい場面ということもあるのかなど。同じ人間同士のことですので、そういうことがある中で、以前からこの教育委員会の場では、委員の方々がいつもおっしゃることですけれども、やはり学校現場でいかにチームとして指導していくのか。もちろん、いきなりその場でかっとなって体罰というケースもあるかと思うんですが、中には普段なかなか指導しても子供の方が言うことを聞いてくれないみたいなものがたまりたまってという場合もあるのかなと思う時に、それはチームで取り組めば必ず防げるものではないかと思っておりますので、いつも申し上げていることですけれども、そういった形で現場での指導の体制の作り方等、マネジメントの在り方等についても是非更に検討していただきたいなと思っております。0になるようにということでよろしくをお願いします。

【教育長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 北村委員、それから秋山委員のお話はごもっともだというふうに聞いていました。今のチームでの対応というのも非常に重要だと思いますし、以前も何度か申し上げましたけれども、そういったことについてしっかりと、事前にどういう体制で学校が対応しているかということについて、きちんと保護者さんの御理解を得るような、そういう意思疎通が図れるような状況も是非つくっていただけるような御指導もしていただければなと思います。

【教育長】 ありがとうございます。ほかに御発言ありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。ありがとうございます。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

2月16日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会ですが、日程等の都合により、2月の第2木曜日ではなく、第3木曜日となります。2月16日午前10時より、教育委員会室にて開催させていただきます。

以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回の定例会につきましては、2月16日の午前10時から開催といたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、次回の定例会は2月16日となりますので、お間違えのないようお願いをします。

日程そのほか、何かありませんでしょうか。

以上で本日の教育委員会を終了します。

(了)

(午前11時16分)